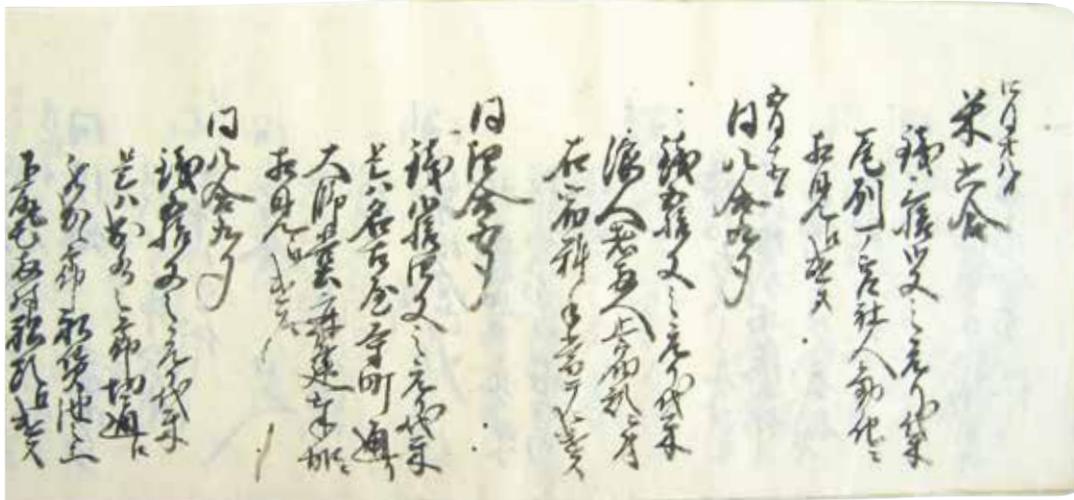


地域史料通信 第9号

2018.2



- ① 四月廿八日
- ② 米六合
- ③ 錢三十拾文之元り代米
- ④ 尾州一ノ宮社人勸化ニ
- ⑤ 相見江遣ス
- ⑥ 五月十五日
- ⑦ 同八合九夕
- ⑧ 錢五拾文之元り代米
- ⑨ 浪人者兩人止宿願ニ付
- ⑩ 右宿料手当てニ遣ス
- ⑪ 同四合五夕
- ⑫ 錢貳拾四文之元り代米
- ⑬ 是ハ名古屋寺町通り
- ⑭ 大師堂再建奉加ニ
- ⑮ 相見江遣ス
- ⑯ 同八合九夕
- ⑰ 錢五拾文之元り代米
- ⑱ 是ハ出水之節切通江
- ⑳ 罷出候節船賃池之上
- ㉑ 下尻毛両村船頭江遣ス

(岐阜大学教育学部郷土博物館所蔵 美濃国方県郡木田村山田家文書ろ150、以下、特に所蔵を明記していない史料は、教育学部郷土博物館所蔵のもので、教育学部郷土博物館は「博物館」と記載します)

上の古文書は、美濃国^{かたがたくん}方県^き郡木田村^{だむら}(岐阜市)に残された文政10年(1827)の帳簿の一部です。4月28日(①)の条には、木田村へ尾張国一宮(愛知県一宮市、真清田^{ますみだ}神社^{かんげ})社人が勸化(寺社などの修造が必要な時に寄付を募ること)で訪れ(④・⑤)、錢32文が遣わされたこと(③)、その錢に利子を付け米へ換算した数量(米6合)が記されました(②)。5月15日(⑥)の条には、様々な金額などが見えますが、この帳簿はどのようなもので、何が記されているのでしょうか?

詳しくは6ページから

目次

江戸時代の縁組み事情 —池田郡八幡村を中心として—	2
文政10年、木田村への来訪者 —方県郡木田村山田家文書から—	6
交流コラム／地域資料・情報センターの活動／編集後記	8

江戸時代の縁組み事情

—池田郡八幡村を中心として—

八幡村竹中家文書の整理について

岐阜大学地域科学部地域資料・情報センターでは、2005年度から教育学部郷土博物館に所蔵されております古文書の整理作業（目録作成や保存措置など）をおこなっております。約5万点の古文書のうち、1万2千点弱の整理を終え、昨年までに10冊の史料目録と、目録に収録された史料を紹介した『地域史料通信』（創刊号～8号）の刊行をいたしました。

2013年度からは、総点数が6千点以上ある美濃国池田郡^{やわた}八幡村竹中家文書の整理を開始し、これまでに2千点弱の文書を整理し、現在も作業を継続中です。八幡村は、現在の揖斐郡池田町の南東部に位置し、寛永17年（1640）以降、幕領（大垣藩領所も含む）と、大垣藩領に二分された相給村（一つの村を複数の領主が支配し、それぞれに庄屋などの村役人が置かれた）として、幕末まで続きました。竹中家は、幕領の庄屋を勤めた家です。竹中家文書によると、天保14年（1843）の幕領の家数・人数は、162軒・636人（男315／女321）で、大垣藩領の家数・人数は、14軒・52人（男29／女23）でした（ほ19）。

縁組みで作成された書類

江戸時代の縁組み（嫁入りや養子）の分析には、「宗門人別改帳」（「宗門人別帳」とも、以下「人別改帳」と表記）と呼ばれる史料がよく使われます。

村や町ごとに作成された戸口の基礎的な台帳で、家ごとの家族の名前や年齢、所属した寺院（檀那寺）が明記されました。檀那寺は、所属している村人や町人が、キリシタンなどの禁止された宗教の信者ではないことを保証し、人の把握をしていました（寺請制度）。

しかし、竹中家文書に人別改帳は残っておらず、八幡村内、ならびに他村との縁組みの全体像は不明です。代わりに人別移動の手続きに関わる史料がありました。

嫁入りや養子などで他村へ転居した場合、転居前の村や町の人別改帳から記載を除き、転居先の人別改帳への加筆が必要となります。この手続きに関わって、転居前の村からは「古郷送り証文」が、檀那寺からは、「宗門寺送り手形」や「差出申寺請証文」という証文が、転居先の村に差し出されました。証文には転居する人物の名前や、宗旨（檀那寺）などが記載されていました。限定された事例からではありますが、縁組み事情の一端をうかがっていきたいと思います。

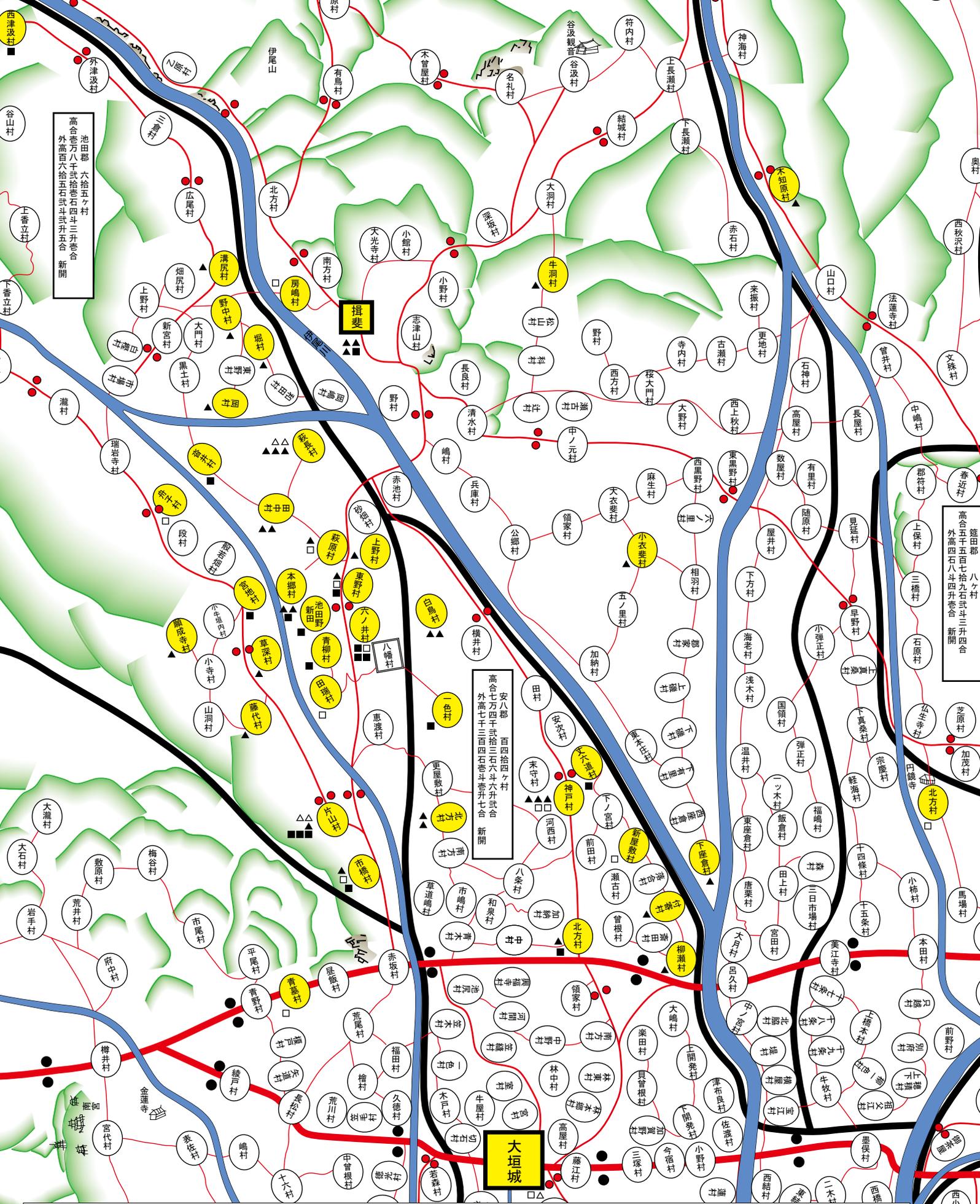
八幡村を中心とした嫁入り

八幡村から他村への嫁入り（△）事例は少なく、9件でした。八幡村と同じ池田郡が4件、次は近江国で3件、大垣・岐阜といった町方が1件ずつありました。嫁入りの場合、奉公で村外に出て、他村へ縁付くこともありました（速水融『江戸農民の

池田郡八幡村（幕領）の縁組み範囲

		池田郡	安八郡	大野郡	多芸郡	不破郡	本巣郡	大垣	岐阜	近江国	計
嫁入り	出(△)	4	0	0	0	0	0	1	1	3	9
	入(▲)	19	10	5	0	0	1	0	0	0	35
養子	出(□)	6	3	1	1	1	1	1	0	2	16
	入(■)	16	3	1	1	0	0	0	0	0	21
計		45	16	7	2	1	2	2	1	5	81

※「美濃国池田郡八幡村竹中家文書目録(その3)」所収、参考資料②をもとに作成



池田郡 六拾五ヶ村
 高合巻万八千貳拾壹石四斗三升壹合
 外高百六拾五石貳斗五升五合 新開

安八郡 百四拾四ヶ村
 高合万七千四拾三石六斗六升壹合
 外高七千三百四拾壹石壹升七合 新開

延田郡 八ヶ村
 高合五千五百七拾九石貳斗三升四合
 外高四石八斗四升壹合 新開

八幡村の縁組み範囲 (池田郡・安八郡・大野郡・不破郡・本巣郡内)

※美濃国池田郡八幡村竹中家文書より作成。

八幡村と嫁入り・養子があった村名などを彩色 (黄)。
 左記記号を明記 (村名などの下部または左横に)。

※絵図は、岐阜県歴史資料館所蔵「美濃国絵図」(正保2年)をもとに、ナカシャクリエイティブ株式会社により作図。

赤線：道、黒線：郡境、青線：河川、道沿い (赤線) の黒双点・赤双点：一里塚。

△	八幡村からの嫁入り先村	▲	八幡村への嫁入り元村
□	八幡村からの養子先村	■	八幡村への養子元村

暮らしと人生』麗澤大学出版会、2002年)。また、当時は家格や資産が釣り合う家同士の婚姻が一般的で、村内や近隣に適当な相手がいない場合(とくに上層の家では)、遠方の村人と関係が結ばれました(大竹秀男『封建社会の農民家族 改訂版』創文社、1982年、大藤修『近世農民と家・村・国家』吉川弘文館、1996年)。やや遠い地域が散見するのは、以上の理由が考えられます。

他村から八幡村への嫁入り(▲)は35件でした。池田郡が19件で一番多く、次いで安八郡が10件、大野郡5件と続き、本巢郡が1件でした。他村への嫁入りとは異なり、近隣の郡が多数を占めています。前ページの絵図を見ますと、伊尾川(揖斐川)右岸から、中山道より北側の範囲に集中しています。八幡村からの距離は約8キロ圏内で、おおよそ歩いて2時間以内で行ける近隣です。

以上の嫁入り事例を村別で見ますと、池田郡脛長村(図では萩長村)が5件で一番多く、池田郡片山村・安八郡神戸村・大野郡三輪村(図では揖斐)が、3件で続きます。以上の村は八幡村と同じ幕領ではなく、片山村は5人の領主がいる相給村、脛長村は備中岡田藩領、神戸村は尾張藩領、三輪村は旗本知行所でした。他領の村人との縁組みを禁止している所もありましたが、八幡村では領主の違いに関係なく、縁組みをしています。

竹中家文書にみえる養子

江戸時代は、家の継承のため、養子慣行は想



文化11年 宗門寺送り之事(竹中家文書ほ193)
不熟にて養子差戻りによる檀那寺変更の旨が記載

像以上に広く行われていました(速水融前掲著書)。竹中家文書からは、37件の養子(男子35例/女子2例)が確認できました(前ページ表参照)。

八幡村から他村への養子(□)は16件で、内訳は池田郡6件、安八郡3件、大野郡・多芸郡・不破郡・本巢郡・大垣が1件ずつ、近江国が2件ありました。反対に、八幡村への養子(■)は21件でした。半数以上の16件が池田郡で、安八郡3軒、大野郡と多芸郡が1件ずつでした。

八幡村からの養子先に、やや遠隔の村が見られるのは、嫁入りと同様の理由が考えられます。八幡村への養子の場合、池田郡などの近隣が多数を占めています。その範囲は、前ページの図によると、嫁入りの範囲より、やや八幡村の近くの村が多いように思われます。

以上の養子のうち、檀那寺が特定できた30件(男子)を一覧にし、理由の項目に、証文に記された内容を明示しました(右ページ参照)。なかには、「後家方へ由緒ある処、入夫し百姓相続」、「実子無きにつき養子に遣し百姓相続」などが見えますが、多くは「養子」という記述のみで詳細は不明です。

一覽で注目したいのは、檀那寺の変更が1例のみで(写真参照、右表水色の部分)、ほとんど変更が無いことです。限られた事例ですが、養子の出入りでは、同じ檀那寺の人物を養子として選んでいることが多いように思われます。証文には、ほとんどに「由緒」があると記されています。家の相続のため養子を探す際、できる限り血縁のあるものを取るという意識があり、「由緒」が全くない人物では無く、檀那寺を同じくする親戚や親類などから選ばれた場合もあったのではないのでしょうか(大藤修前掲著書)。

しかし、「由緒」がある養子を迎えても、数年後に離縁した事例が5件ありました(右表番号に色付け)。理由は「不熟」という記載ですが、すべて双方納得の上での離縁と記されています。今後の史料整理によっては、詳細が明らかになるかもしれません。

他村から八幡村(幕領)への養子(檀那寺が確認出来たもの)

	年代	西暦	転居前の村	理由	檀那寺	史料番号
1	寛延 3・3・16	1750	池田郡宮地村〔池田町〕(大垣藩領) →	養子	池田郡八幡村西本願寺宗宝光寺	ほ 31、ほ 32
2	宝暦 9・2・10	1759	池田郡八幡村〔池田町〕(大垣藩領) →	跡目相続引越し	池田郡八幡村西本願寺宗宝光寺	ほ 35
3	天明元・12	1781	池田郡東野村〔池田町〕(幕領) →	養子・引越し百姓相 続	池田郡萩原村東本願寺宗善福寺	ほ 45、ほ 46、 ほ 47
4	寛政 7・正	1795	池田郡本郷村〔池田町〕(大垣藩領) →	養子	池田郡六ノ井村西本願寺宗正道 寺	ほ 88、ほ 89、 ほ 90
5	文化 12・3	1815	大野郡三輪村〔揖斐川町〕(旗本岡田氏領) →	跡相続	池田郡八幡村西本願寺宗宝光寺	ほ 198、ほ 199、 ほ 200
6	文化 13・3	1816	安八郡北方村〔大垣市〕(旗本名取氏領) →	跡相続	池田郡八幡村西本願寺宗正円寺	ほ 203、ほ 204
7	文政 7・3	1824	池田郡片山村〔池田町〕(大垣藩領) →	後家方へ由緒ある処、 入夫し百姓相続	池田郡片山村東本願寺宗善性寺	ほ 221、ほ 222
8	文政 11・2	1828	池田郡六ノ井村〔池田町〕(旗本加藤氏領) →	養子	安八郡川西村西本願寺宗長久寺	ほ 225、ほ 226
9	天保 2・2	1831	池田郡青柳村〔池田町〕(大垣藩領) →	養子とし百姓相続	池田郡山洞村東本願寺宗立齋寺	ほ 229、ほ 230
10	天保 3・3	1832	池田郡六ノ井村〔池田町〕(旗本加藤氏領) →	養子	池田郡萩原村東本願寺宗善福寺	ほ 234、ほ 235
11	天保 5・2	1834	池田郡沓井村〔池田町〕(備岡田藩領または 旗本青木氏領) →	養子	池田郡片山村東本願寺宗正光寺	ほ 237
12	天保 12・正	1841	多芸郡江月村〔養老町〕(尾張藩領) →	養子	池田郡八幡村西本願寺宗正円寺	ほ 246、ほ 247
13	天保 14・3	1843	池田郡市橋村〔池田町〕(大垣藩領) →	養子	安八郡西ノ保北方村西本願寺宗 正願寺	ほ 251
	弘化 4・10	1847	←	不熟にて離縁		ほ 260、ほ 261、 ほ 279
14	弘化 4・2	1847	池田郡西津波村〔揖斐川町〕(大垣藩領) →	養子	池田郡西津波村東本願寺宗西向寺	ほ 258
15	弘化 5・2	1848	池田郡片山村〔池田町〕(尾張藩領) →	家断絶の処、跡相続	池田郡八幡村西本願寺宗正円寺	ほ 263、ほ 266、 ほ 264、ほ 265
16	安政 5・2	1858	池田郡池田野新田〔池田町〕(大垣藩領) →	養子	池田郡八幡村西本願寺宗宝光寺	ほ 268、ほ 271
17	安政 5・3	1858	池田郡片山村〔池田町〕(旗本加藤氏領) →	養子	池田郡片山村東本願寺宗正光寺	ほ 272、ほ 267
18	安政 5・3	1858	安八郡一色村〔神戸町〕(大垣藩領) →	養子	安八郡一色村西本願寺宗正覚寺	ほ 270、ほ 269
19	万延 2・2	1861	池田郡八幡村〔池田町〕(大垣藩領) →	養子	池田郡本郷村禪宗龍徳寺	ほ 276
20	文久 2・2・6	1862	池田郡岡村〔揖斐川町〕(尾張藩領) →	養子	池田郡和田村東本願寺宗西蓮寺	ほ 278、ほ 284

八幡村(幕領)から他村への養子(檀那寺が確認出来たもの)

	年代	西暦	転居先の村	理由	檀那寺	史料番号
1	文化 4・6	1807	→安八郡新屋鋪村〔神戸町〕(大垣藩領)	実子無きにつき養子 に遣し百姓相続	不破郡赤坂村東本願寺宗法泉寺	ほ 169
2	文化 5・3	1808	→多芸郡船付村〔養老町〕(尾張藩領)	養子	池田郡萩原村東本願寺宗善福寺	ほ 172、ほ 173
	文政 3・3	1820	←	病身にて百姓相続成り 難く妻子連れ弟方 へ立ち戻り		ほ 215、ほ 216
3	文化 5・11	1808	→安八郡神戸村〔神戸町〕(尾張藩領) ※親勘七老年に及び看病する人も無き故、万一 勘七ら病気などで難渋の節は、神戸へ引取り治 平方にて看病し、村方・組合中へ世話をかけず。	婿養子	池田郡八幡村西本願寺宗宝光寺	ほ 177、ほ 178
4	文化 7・9	1810	→大垣中町〔大垣市〕(大垣藩領)	養子	池田郡八幡村西本願寺宗宝光寺	ほ 180
	文化 13・6	1816	←	不熟にて兄引取り		ほ 209、ほ 210、 ほ 211
5	(享和 3カ)	1803	→12 年以前池田郡六ノ井村〔池田町〕(旗本加 藤氏領)	養子	池田郡本郷村禪宗龍徳寺→池田郡 六ノ井村禪宗妙勝寺 池田郡本郷村禪宗龍徳寺←池田郡 六ノ井村禪宗妙勝寺	ほ 193、ほ 194
	文化 11・4	1814	←	不熟故差し戻り		
6	文化 13・3	1816	本巣郡北方村〔北方町〕(旗本戸田氏領)	養子	池田郡本郷村禪宗龍徳寺	ほ 202、ほ 207
7	文政 12	1829	→池田郡萩原村〔池田町〕(大垣藩領)	養子	池田郡萩原村東本願寺宗善福寺	ほ 228
8	(天保 2カ)	1831	→10 年以前東野村〔池田町〕(大垣藩領)	養子	池田郡本郷村禪宗龍徳寺	ほ 245
	天保 11・3	1840	←	不熟にて兄方へ引取り		
9	弘化 3・3	1846	→安八郡神戸村〔神戸町〕(尾張藩領)	養子	池田郡八幡村東本願寺宗徳通寺	ほ 256
10	弘化 5・2	1848	→池田郡正夫池村〔池田町〕(大垣藩領)	養子とし百姓相続	池田郡萩原村東本願寺宗善福寺	ほ 262

文政10年、木田村への来訪者 —方県郡木田村山田家文書から—

方県郡木田村と山田家文書について

表紙に掲載した古文書は、美濃国方県郡木田村山田家文書（約1,200点）の一部です。2009年度に整理し、目録を刊行しました。

木田村は、現在の岐阜市西部に位置し、集落は3つに分かれていました(下記絵図に色付けた「東木田」「西木田」「柿ヶ瀬」)。江戸時代、村の東部で諸河川が合流したため、水害が頻発した地域でした。初めは加納藩領でしたが、宝暦年間に幕領となり、享和3年(1803)に陸奥国磐城平藩領(安藤氏)の飛地となり、厚見郡切通村(岐阜市)に置かれた切通陣屋の支配を受けましたが、文久元年(1861)に再び幕領となった村です。

天明2年(1782)以降、西組・東組・中組という組に分かれ、3人の庄屋がそれぞれにおかれました(『岐阜市史 通史編近世』1981年)。山田家は、西組の庄屋を勤めており、表紙に掲げた村政に関わる帳簿類がありました。

木田村に残された帳簿

表紙写真の帳簿は、「亥之千石免割帳」というタイトルで、文政10年(1827)の木田村西組の諸経費(村入用)を記したものと考えられます。江戸時代の村は、いまとは違って予算がなく、村で経費が必要な場合は庄屋らが立替えて支払い、後で集計して村民で負担するというものでした。

表紙の解説文③・⑧・⑫・⑰に見える金銭が、立て替えた額です。その額に一定の利子をつけ、元利とも米に換算したものが、②・⑦・⑪・⑯の「元り代米」です。諸経費の内容として、浪人者2人の止宿願いによる宿料手当(⑨・⑩)、名古屋寺町通り大師堂再建奉加(寄付)金(⑬~⑮)、出水時に切通陣屋へ出張の際に、池之上村と下尻毛村(ともに岐阜市内)の船頭へ遣わされた船賃(⑱~⑳)があったことが確認できます。

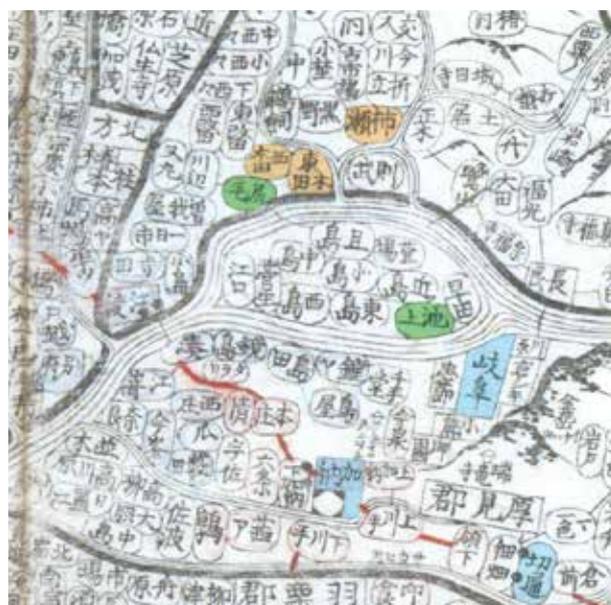
村入用には、庄屋などの村役人への給米や、書類作成に必要な筆紙墨代、年貢の納入関係や、

堤防普請などの土木関係の費用、そして村を訪れた宗教者や浪人などへの止宿代や寄付金なども、村の経費とされました。今回はとくに、「亥之千石免割帳」に記された村への来訪者に注目したいと思います(右表参照)。

木田村を訪れた人々とその経費

この帳簿によると、木田村への来訪者は、年間約80人にのぼります。月平均6~7人、4~5日に1回は村外から人が来ていました。その詳細を見ますと、寺社勧化などの来訪者約30人への経費は、期間中合計1貫24文を計上しています(右表の黄色の部分)。内訳は、寄付金892文、および寄付金・宿泊代で132文です。近隣からの来訪者には、岐阜大仏(正法寺)建立のための奉加があります。美濃国外からは、伊勢・志摩や、尾張や三河、遠江・相模などから神主や社人が訪れていることが確認できます。

寺社勧化に次いで多いのは、浪人約40人への経費365文です。合力銭315文、宿料手当50文がありました。浪人とは主君を持たない武士をいいます。次いで旅人への止宿代(2人、296文)



天保5年(1834)細見美濃国絵図(部分、一部彩色)
(木田村:橙、池之上村・下尻毛村:緑、切通村・岐阜・加納:青)

文政10年(1827) 木田村への来訪者

月	日	支払銭	来訪者	理由	元利代米
(前年) 12月	17日	16文	浪人3人	合力願	3合
	—	264文	旅人	止宿願	4升2合1夕
1月	22日	100文	橋本太夫・役人近藤忠左衛門〔三重県〕	勢州志摩郡御嶽大神宮御本社・神楽殿大破に及び再建御免勸化	1升9合
2月	3日	12文	尾州名古屋座頭	無心	2合2夕
	12日	50文	多度神主〔三重県〕	奉加	9合4夕
	22日	50文	尾州一ノ宮社家兩人〔愛知県〕	奉加	9合4夕
	29日	24文	因州座頭ほか1人〔鳥取県〕	合力願	4合7夕
	29日	12文	浪人	合力願	2合2夕
	晦日	36文	浪人6人	合力願	6合
3月	2日	32文	京都西六条の者	行き暮れ止宿願	6合1夕
	4日	16文	播磨国座頭〔兵庫県〕	無心	2合9夕
4月	6日	12文	摂州大坂座頭	合力願	2合2夕
	13日	24文	愛宕山社人(カ)	勸化	4合5夕
	27日	16文	勢州奄芸郡白塚村盲人座頭〔三重県〕	勸化	2合9夕
	28日	32文	尾州一ノ宮社人〔愛知県〕	勸化	6合
5月	15日	50文	浪人者兩人	止宿願にて右宿料手当	8合9夕
	15日	24文	名古屋寺町通り大師堂	再建奉加	4合5夕
	15日	32文	尾州一ノ宮社家兩人〔愛知県〕	勸化	5合9夕
6月	1日	132文	志州答知郡五知郷岩戸大神宮御師兩人〔三重県〕	太々神楽・金燈籠本社再建勸化	2升3合4夕
7月	1日	32文	伊勢内宮外宮安野和泉守・中左太夫兩人	太々神楽勸化	5合7夕
	1日	32文	三州木宮織鹿大明神社人〔愛知県〕	勸化、常夜燈再建	5合7夕
	1日	—	浪人	支度願いにて手当	5合
8月	9日	180文	三州岡崎見崎大明神・牛頭王朝日社菅沼若狭ほか5人〔愛知県〕	太々神楽、常夜燈再建	3升4夕
			相州箱根大権現八幡宮社人〔神奈川県〕	勸化	
	9日	104文	遠州座頭ほか1人〔静岡県〕、加賀白山神主ほか1人〔石川県〕	—	1升7合2夕
	28日	36文	三州幡豆郡上町方神主〔愛知県〕	御拜殿御修復志し勸化	5合6夕
9月	1日	64文	伊勢神主兩人	勸化	1升1合
10月	10日	12文	備前岡山座頭	合力願	1合9夕
	22日	24文	大坂座頭・江戸座頭	合力願	4合1夕
	22日	132文	岐阜大仏の奉加	秋奉加に見え止宿願	2升1合7夕
	23日	12文	浪人者2人	合力願	2合
11月	16日	6文	浪人	合力願	1合
	—	233文	浪人25人	数度の合力願	3升7合

(美濃国方県郡木田村山田家文書ろ150より作成、地名・人名は、史料通りの部分もある。)

や、座頭への合力銭(10人、116文)が見えます。座頭とは、男性の盲人で、琵琶法師の同業組織の階級を指しますが、盲人一般を指すこともあります。

18世紀後半、浪人と名乗り金銭をねだる者や、宗教者らの寄付の強要が増加していきました。この

ような来訪者が増えると、寄付金や宿泊費負担など村の出費が嵩み、治安悪化にもつながりますので、来訪者への取締りが強化されていきます(『笠松町史上巻』1956年)。木田村ではどう対応していったのでしょうか、今後さらに検討していきたいと思えます。

交流コラム～現場から～

《西浦家文書整理作業のあゆみと活用》

多治見市文化財保護センター 学芸員 岩井美和

平成 28 年 4 月に多治見の旧家に残されていた西浦家文書 3821 件が市有形文化財に指定され、昨年 3 月には『西浦家文書目録』が刊行されました。

西浦家は 18 世紀後半に旧多治見村で質業を営んでいた初代治助にはじまります。2 代からは圓治を名乗り、幕末には美濃焼物生産販売の取締所を設立、江戸・大坂に陶磁器販売店を出店するなど明治時代後半の 5 代圓治まで活躍した名家です。西浦家文書は美濃焼物の中央市場・海外への進出や、経済が近代化される過渡期を知ることでできる産業史料といえます。

この整理作業は多治見市図書館郷土資料室（旧市史編さん室）が平成 20 年度～ 28 年度におこないました。史料は全点デジタル化し、複製した史料による整理作業となりました。2 年目からは市史編さん経験者や地域の古文書講師等による調査委員会を立ち上げ、1 点ずつ確認しながら目録に必要な内容抽出や新たな分類表を作成しました。目録作りで特に考慮したのは既刊の市史や以前の目録等との照合や、誰にでも使いやすい体裁・内容とするために平易な言葉の採用、西浦家についての解説や西浦家文書研究史、年表・人物用語解説の収録という点です。研究者でなくとも西浦家文書を活用できる様、工夫を凝らす 9 年間でした。

目録刊行後は普及活動を積極的におこなっています。昨年 3～8 月に文化財保護センターで企画展『幕末の陶器商 西浦屋』を開催し、図書館では西浦家文書をテキストに年 5 回の古文書初心者講座を開催しています。西浦家文書利用の希望の方は多治見市図書館郷土資料室までご連絡ください。

（多治見市図書館郷土資料室 TEL 0572-23-3783）



弘化4年江戸城御本丸御賄所上納皿書類
（西浦家文書）

※「交流コラム～現場から～」では、岐阜県に関わる史料の編纂・保存・活用事業や、史料展示などの情報を掲載していきます。皆様からの情報をお待ちしています。

地域資料・情報センターの活動

県下の資料を収集し、整理しております。今年度は、地域科学部で教鞭を執られた故山崎仁朗先生の「まちづくり」資料の整理が終わり、目録はネット上に公開しております。現在は、長良川河口堰建設差止裁判（新訴）の原告であった村瀬惣一氏が収集した資料の整理を継続しております。活動の詳細は、下記 URL を御参照ください。

編集後記

本号では、多治見市文化財保護センターの方から御寄稿をいただきました。各地域に残されてきた膨大な史料をどう整理していくのか、多治見市の整理事例はひとつの参考になると思います。今後も、地域で進められている史料整理の成果や方法、普及活動について、紹介していけたらと思っております。多くの皆様にご協力いただけましたら幸いです。（中尾喜代美）

岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター 地域史料通信 第 9 号

発行日 2018年2月23日 年1回刊行(予定)

編集・発行 岐阜大学 地域科学部 地域資料・情報センター

〒501-1193 岐阜市柳戸1番1 Tel (058)293-2312または3323 Fax (058)293-3324

E-mail archives@gifu-u.ac.jp URL http://rilc.forest.gifu-u.ac.jp/